




## 空き家等情報バンク「空き家バンク」手続きの流れ

### 【利用希望者編】

①情報提供	市ホームページ等により空き家の物件情報を閲覧してください。 ※建設部都市計画課窓口でも閲覧可能です。	
		
②利用希望者登録	空き家バンクに登録されている物件で気になる物件があり、交渉を希望する場合は利用希望者の登録申請をお願いします。 ※気になる登録物件がなくても、条件を提示して利用希望者登録を行うことも可能です。	<ul style="list-style-type: none"><li>・空き家等情報バンク利用希望者登録申請書（様式第4号）</li><li>・宣誓書（様式第5号）</li><li>・空き家バンク利用チェックシート（利用者編）</li></ul>
		
③利用希望者登録完了	登録が完了しましたら、利用希望者登録完了書を送付します。	<ul style="list-style-type: none"><li>・空き家等情報バンク利用希望者登録完了書（様式第6号）</li></ul>
		
④交渉・契約	市より利用希望者登録があった旨の連絡を所有者へ行い、担当業者の媒介により交渉・契約をしていただきます。	

※市は、所有者と利用希望者の情報提供は行いますが、直接媒介は行いません。媒介は、市が協定を締結している公益社団法人栃木県宅地建物取引業協会から推薦を受けた宅建業者が行います。なお、宅地建物取引業法で定める媒介手数料がかかります。



問い合わせ・申し込み

〒324-8641 栃木県大田原市本町1-4-1  
大田原市役所 建設水道部 都市計画課 都市計画係  
TEL:0287-23-1916 FAX:0287-22-8732  
Mail:toshikei@city.ohawara.tochigi.jp